年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: ① 昭和45年8月から46年5月まで

: ② 昭和47年2月から同年4月まで

: ③ 昭和47年6月から49年3月まで

: ④ 昭和50年2月及び同年3月

私が 20 歳になった昭和 45 年*月頃、A県B市役所で母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④は2か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金 保険料は納付済みである上、申立期間の保険料を納付していたとする申立 人の母親は納付済みであることから、申立人は、申立期間の保険料を納付 したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及びB市の国民年金被保険者名簿により昭和 49 年7月頃に払い出されていることが確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 50 年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和49年8月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年4月からの国民年金保険料を納付していた。ある日、市役所の職員から「昭和48年4月から49年3月までの1年間遡って納付できる。その分年金を多く受け取れる。」と言われたので、48年4月から49年3月までの保険料を遡って納付した。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、前納を含め国民年金保険料を全て納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和 49 年 8 月 13 日付けで発行されており、A市の被保険者名簿において、備考欄に「49.8.13 適用」と記載されていることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当時、同市では、加入手続時に国民年金保険料の未納期間が有った場合、納付可能な過年度保険料の納付書を交付するなど、納付勧奨を行っており、申立人の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたもの と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年3月

20歳から年金記録が抜けることがないように、きちんと手続をしていた。申立期間の1か月だけ、記録が抜けているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成5年6月頃に払い出されたものと確認できることから、この時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間前後の保険料を同年7月28日に発行された納付書により過年度納付していることが領収済通知書において確認できる上、申立期間のみ納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められること から、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要 である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月5日から同年2月28日まで

A事務所での社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額(平成 10 年 1 月)に対応する保険料納付額が、実際に給与から控除された厚生年金保険料額より低くなっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は申立期間において、その主 張する標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の社会保険関係の書類が残されていないと回答しているため、申立期間当時の状況が確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立 期間: 昭和62年5月31日から同年6月1日まで 私はA病院に昭和61年2月16日から62年5月31日まで勤務し、6 月1日にB病院に異動した。A病院の資格喪失年月日は同年6月1日に なるはずであるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院は、「申立人は正職員であった。申立期間当時の保険料控除に係る 書類は無いものの、通常、医師が医療機関間を異動する場合は、1日付け の発令が妥当と思われる。」と回答している。

また、A病院の人事担当者は「異動に際し、双方の医療機関が資格喪失日と資格取得日を同日にする取扱いであった。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様にA病院からB病院へ 異動した複数の医師は、被保険者期間に空白が無く、両事業所に引き続い て勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A病院及びB病院に継続して 勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年4月のオンライン

記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は当時の手続誤りの可能性があると回答している上、事業主が資格 喪失日を昭和 62 年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所 (当時)がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、 事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保 険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行って おらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付され るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主 は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和33年4月1日から同年9月1日まで 昭和33年4月1日から同年9月1日まで株式会社Aに勤務していた が、社会保険庁(当時)に記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期 間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの申立期間当時の同僚の供述及び申立人から提出された当時の写真並びに申立人の具体的な供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に申立期間当時勤務していた複数の同僚は、「同社では 試用期間は無かった。」と回答し、そのうち一人は、「高卒者は入社と同時 に厚生年金保険、健康保険、雇用保険に同時に加入しており、申立人も高 校を卒業して正社員として入社してきた。私の妻も同社に勤務していたが、 入社と同時に厚生年金保険に加入している。」と供述している。

さらに、申立人が自分より後に入社したと記憶する同僚の入社時期が、 株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該同僚の 資格取得日である昭和33年6月1日と一致する上、同僚の一人は、「申立 人は、高校を卒業し4月に正社員として入社し、5,6か月は勤務してい た。」と供述しているところ、上記被保険者名簿から、申立人と同様に、高校卒業後正社員として入社した同僚は、全員が4月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が記憶している元同僚5人及び申立人から提出された写真で申立人が氏名を記憶している複数の同僚について、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ年に入社した同僚の標準報酬月額の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 株式会社Aの申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番が 見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失 われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会において も社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは通常の事務処 理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に 係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 昭和 33 年4月から同年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は37万円、申立期間②及び③は40万円、申立期間④は42万円、申立期間⑤は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日

- ② 平成 16 年 12 月 25 日
- ③ 平成17年7月31日
- ④ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 31 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①、②、③、④及び ⑤において支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていたにも かかわらず、当該事業所が当該標準賞与額に係る届出を社会保険事務所 (当時)にしていなかった。当該期間に係る標準賞与額が給付に反映さ れるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが提出している給与支払明細書(控)から、申立人は、申立期間①は37万円、申立期間②及び③は40万円、申立期間④は42万円、申

立期間⑤は 40 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により 賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権 利が時効により消滅した後の平成22年11月22日に当該訂正の届出を行っ たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間 の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主 は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は23万円、申立期間②は25万円、申立期間③は30万円、申立期間④は28万円、申立期間⑤は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日

- ② 平成17年7月31日
- ③ 平成17年12月25日
- ④ 平成18年7月31日
- ⑤ 平成 18 年 12 月 25 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①、②、③、④及び ⑤において支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていたにも かかわらず、当該事業所が当該標準賞与額に係る届出を社会保険事務所 (当時)にしていなかった。当該期間に係る標準賞与額が給付に反映さ れるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額について、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及

び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、株式会社 Aが提出している給与支払明細書(控)から確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は23万円、申立期間②は25万円、申立期間③は30万円、申立期間④は28万円、申立期間⑤は34万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権 利が時効により消滅した後の平成22年11月22日に当該訂正の届出を行っ たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間 の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主 は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①は28万円、申立期間②及び③は30万円、申立期間④は32万円、申立期間⑤は30万円、申立期間⑥は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 25 日

- ② 平成 16 年 12 月 25 日
- ③ 平成17年7月31日
- ④ 平成17年12月25日
- ⑤ 平成18年7月31日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤ 及び⑥において支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていた にもかかわらず、当該事業所が当該標準賞与額に係る届出を社会保険事 務所(当時)にしていなかった。当該期間に係る標準賞与額が給付に反 映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額について、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、株式会社 Aが提出している給与支払明細書(控)から確認できる厚生年金保険料の 控除額から、申立期間①は28万円、申立期間②及び③は30万円、申立期間④は32万円、申立期間⑤は34万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権 利が時効により消滅した後の平成22年11月22日に当該訂正の届出を行っ たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間 の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主 は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年1月から同年9月までは32万円、同年10月から6年1月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年1月1日から6年2月21日まで

「ねんきん定期便」の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が8万円となっているが、当時の給与明細書では申立期間については、32万円の等級の厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係るオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち平成4年1月から同年9月までは32万円、同年10月から6年1月までは34万円と記録されていたところ、6年2月10日付けで、4年1月1日に遡って8万円に引き下げられ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成6年2月21日)まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほか9人の被保険者について申立人と同様に、平成4年1月1日(うち2人はそれぞれ平成4年3月1日及び同年8月1日)に遡って標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

さらに、不納欠損整理簿により、平成6年2月10日当時、株式会社Aに おいて厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、当該事業所 の元代表取締役は、当時、厚生年金保険料等の滞納があり、社会保険事務 所に減額処理の依頼を行ったことを認めている。

加えて、申立人の同僚が所持する申立期間の株式会社Aの給与明細書では、遡及訂正前に対応する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月10日付けで行われた 遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について4年1月 1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認 められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認 められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事 務所に当初届け出た、平成4年1月から同年9月までは32万円、同年10 月から6年1月までは34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、株式会社B)における資格取得日に係る記録を昭和25年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年3月から同年8月までは2,000円、同年9月から26年8月までは3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立 期間: 昭和25年3月21日から26年9月1日まで A株式会社に、昭和25年3月から平成3年5月まで勤務していたが、 申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、記録を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された人事記録では、申立人の入社日は昭和25年3月13日、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書では、資格取得日は同年3月13日であり、A株式会社が加入していたC健康保険組合が保管している健康保険被保険者名簿では、資格取得日が同年3月21日となっていることから、申立人は同年3月からA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係るA株式会社の給与明細書を全て所持しており、昭和25年3月分から厚生年金保険料が控除されている記載が有ることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及

び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は 決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が 源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書に記載されている報酬額及び厚生年金保険料の控除額から、昭和25年3月から同年8月までは2,000円、同年9月から26年8月までは3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確 認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざ るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都国民年金 事案 2203 (事案 239 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から45年3月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和38年11月から45年3月まで

② 昭和45年4月から47年3月まで

昭和 47 年 11 月頃、夫に勧められて国民年金に加入した。区役所の集金人が自宅まで集金に来てくれたので、満額の年金を受けるためにはどれだけ納付すればよいのかと尋ねると、その集金人は、その場で計算をしてくれたので、1万円以上納付した。「確かに預かりました。欠かさず納付すれば 60 歳から物価スライド制で年金がもらえるようになる。」と言われて、信じて納付してきた。

前回、申立期間②の昭和45年4月から47年3月までの期間について、 第三者委員会に記録の回復を申し立てたが訂正されなかった。その結果 には納得できないので、申立期間①も含めて再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立て(申立期間②)について、申立人の国民年金 手帳は、昭和47年10月24日に発行されたものであり、この時点では、申 立期間は過年度保険料となり、申立期間の国民年金保険料は、申立人が主 張するような区役所職員等の集金人に納付することができないこと、ほか に申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらな いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月2日付けで年 金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①を追加して再申立てしているが、申立人が

国民年金に加入した昭和 47 年 10 月の時点では、申立期間①の国民年金保険料は既に時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間②については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び情報は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和 45 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 10 月頃に会社を辞め、A区役所において国民健康保険と併せて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の 国民年金保険料は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は 既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付す るには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施され ていた時期ではなく、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成3年4月から4年3月まで

申立期間当時は大学生だったため国民年金保険料を納付していなかったが、平成4年4月に就職する前後に、申立期間の納付書が自宅に届き、母親がまとめて納付してくれたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月に就職する前後に、申立期間の納付書が自宅に届いたので、申立人の母親がまとめて国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人は、平成9年1月に導入された基礎年金番号により管理されており、申立期間に係る国民年金被保険者資格は、申立人が同年7月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し国民年金に加入した際、追加して取得したものであることがオンライン記録により確認でき、この時点までは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、平成8年度以前には登載されておらず、申立期間当時、同市では申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったこととも符合する。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年6月から14年2月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月から14年2月まで

国民年金保険料は2年以内なら遡って納付できることを知っていたので、平成15年6月頃と思うが、A社会保険事務所(当時)において、社会保険事務所から送付されてきた納付書か、窓口で発行してもらった納付書のどちらかで、申立期間の保険料を納付したと思う。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、2年以内なら遡って国民年金保険料を納付できることを知っていたので、平成15年6月頃、A社会保険事務所において、社会保険事務所から送付されてきた納付書か、窓口で発行してもらった納付書のどちらかで、申立期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が、社会保険事務所から送付されてきたとする納付書で納付したとすれば、当該納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機 (OCR) により納付記録として入力されること、また、窓口で発行したとする納付書で納付したとすれば、収納後は人手を介さずにオンラインシステムに収録されることから、いずれの場合においても全ての国民年金保険料納付記録が漏れるとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間直後の平成 14 年 3 月から同年 10 月までの国 民年金保険料 10 万 6,400 円を、16 年 4 月 14 日に過年度納付していること がオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から60年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和56年10月から60年6月まで

私は、昭和60年4月に母親と二人でA県B市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、56年10月から60年3月までの国民年金保険料は母親が同市役所で一括して納付し、60年4月から同年6月までは自分で納付したと思う。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月にB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、56年10月から60年3月までの国民年金保険料は申立人の母親が、60年4月から同年6月までの保険料は申立人が納付したと主張している。

しかしながら、昭和56年10月から60年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により62年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人が所持する年金手帳においても「初めて被保険者となった日 昭和60年4月1日」と記載されていることが確認でき、これはB市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録とも一致することから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、昭和60年4月から同年6月までについて、申立人が国民年金の加

入手続を行った 62 年 8 月の時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できず、当該期間を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国 民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認でき るが、当該納付期間は、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時 点において、時効とならず保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたもの と認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成11年3月

国民年金保険料納付記録を照会した結果、平成11年3月の保険料が未納となっていたため調べてもらったところ、当該保険料は同年8月分に充当したと社会保険庁(当時)から回答が有ったが、充当とされたことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料は平成 13 年 5 月 28 日に一旦納付されたものの、既に同年 5 月 1 日で時効により保険料を収納することができなかったことから、同年 5 月 28 日時点で時効となっておらず、納付が確認できなかった 11 年 8 月の保険料として充当されたことがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を平成 13 年 4 月 30 日までに納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から4年2月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成2年6月から4年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻と一緒に遡って納付した。 私の分だけが未納となっていることには納得できないので、調査してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻と一緒に遡って納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「B(漢字)」及び「C(カナ)」で検索したが、申立人に対して、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の昭和 56 年 8 月 22 日付けの国民年金被保険者資格の取得及び平成 4 年 3 月 21 日付けの同被保険者資格の喪失は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、11 年 10 月 18 日付けで国民年金保険料が申請免除となったことに伴い、いずれも同年 11 月 1 日付けでオンライン記録に追加されたものであることが確認できることから、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立 人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国 民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しな い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和37年1月から44年12月まで

私は、昭和37年1月頃、A町役場(現在は、B市役所)で国民年金の任意加入手続を行い、その月の国民年金保険料は役場で納付し、翌月からの保険料は集落の集会所で毎月の公共料金等と一緒に納付していたはずであり、家計簿にも保険料支払の記載が有る。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年1月頃、役場で国民年金の任意加入手続を行い、その月の国民年金保険料も納付し、翌月からは集落の集会所で納付しており、 家計簿にも申立期間に係る保険料納付の記載が有ると主張している。

しかしながら、申立人は、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、国民年金被保険者資格の取得日は昭和 45 年 1 月 20 日と記載されており、この日に国民年金に任意の資格で加入したものと推認され、任意加入被保険者は申出をした日に被保険者の資格を取得することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する家計簿には、昭和 41 年8月から 45 年3月までについて、毎月の国民年金保険料額の記載が認められるものの、このうち、41 年8月から 45 年1月までは一人分の保険料額、45 年2月及び同年3月は二人分の保険料額の記載となっていることを踏まえると、同年1月までは 36 年4月から国民年金の被保険者である申立人の母親に係る保険料額

であり、45年2月からは申立人及びその母親の保険料額を記載したものとみるのが相当である。

さらに、提出された家計簿を除き、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和23年4月8日から同年10月31日まで 私は、申立期間において、A有限会社に勤務していたにもかかわらず、 厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和*年*月*日のB大震災及びその後の再就職に至る経過についての記憶から、申立人がA有限会社において、申立期間の一部について勤務していた可能性はある。

しかし、A有限会社は解散しており、当時の事業主及びその他の役員は 所在不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保 険料の控除について確認できない。

また、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されている申立人以外の被保険者10名は、既に亡くなっているか所在不明であるため、申立人の申立内容について供述を得ることができない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、A有限会社に係る事業所名簿により、当該事業所が適用事業所であったのは昭和22年8月1日から23年10月15日までの期間であり、それ以後の同年10月16日から同年10月31日までの期間において、適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和42年12月31日から43年1月1日まで 私は、昭和42年12月31日まで株式会社Aに在籍していたが、年金事 務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同年12月の1 か月分の加入記録が欠落していた。同年12月31日付けで退職したので、 私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに照会したところ、申立期間当時の資料は保管しておらず、 申立てどおりの届出を行ったかは不明である旨の回答をしていることから、 申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確 認することができない。

また、申立人が氏名を挙げている複数の元同僚は、申立人を記憶しているものの、申立人の退職日を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人に係る雇用保険の離職日が昭和42年12月30日付けであり、厚生年金保険の資格喪失日と一致している上、申立人とほぼ同時期に退職した元同僚3名(うち1名は申立人と同日)の雇用保険の離職日も、厚生年金保険の資格喪失日と一致していることから、申立期間当時、株式会社Aはオンライン記録どおりの届出を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月31日から同年2月1日まで

昭和61年3月24日から63年1月31日まで株式会社Aに勤めていたが、社会保険庁(当時)の記録では、資格喪失日が同年1月31日となっている。同年1月31日に退職した場合、資格喪失日は同年2月1日となるはずなので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに照会したところ、「当時の資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除については不明である。当時、保険料負担軽減のため、最終出勤日が土曜日の場合は、翌日の日曜日である月末を退職日として取り扱っていなかった。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立期間当時勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立人が昭和63年1月31日まで当該事業所に勤務していたことについての供述を得ることはできない。

さらに、株式会社Aが保管する申立人に係る退職願には、「昭和 63 年 1 月 30 日付け退職」の旨記載されている上、申立人に係る「社員名簿」及び「市町村民税道府県民税給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書」には、昭和 63 年 1 月 30 日付け退職と記載されている。

加えて、株式会社Aが加入しているB厚生年金基金が保管する申立人に 係る厚生年金基金加入員台帳の記録において、加入員資格喪失日が昭和63 年1月31日となっている上、雇用保険の加入記録も、同年1月30日に離 職と記載されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、元同僚の一人は、「日曜日が月末日にあたる場合、その日を退職日とすると、会社側・社員側双方に1か月分の保険料がかかるので、日曜日をあえて退職日にしない扱いになっており、退職時に会社からその旨の説明を受けた。」と供述しており、当該元同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日も31日付けとなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成10年4月1日から11年6月30日まで 私はC株式会社(現在は、D株式会社)に平成10年4月1日から14年1月31日まで勤務していたが、その期間のうち10年4月1日から11年6月30日までの期間については、ねんきん特別便に記録されている標準報酬月額が、実際に私が受け取っていた給与額になっていないので、調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同じ職種であった同僚が所持している雇用契約書では給与は 20万円となっており、申立人も同じ契約内容であることから、申立期間の 標準報酬月額は20万円であると主張している。

そこで、D株式会社の事業主に照会したところ、「入社時の平成 10 年度 の標準報酬月額について、申立人の主張どおりの厚生年金保険料を給与から控除したかは賃金台帳等が保管されていないため不明である。」と回答しているため、申立期間の申立人の厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

しかし、D株式会社は、「申立期間当時、嘱託社員の給与体系としてAコース (月例給与額 19 万 1,500 円) とBコース (月例給与額 12 万円、Aコースとの差額はボーナスに上乗せ)があり、社員各自の申出に基づき、協議の上で決定していた。」と回答しており、当該事業所が保管していた平成11 年度の申立人に係る雇用契約書(平成11 年 3 月 18 日付け)では、申立

人の月例給与額はBコースの12万円であることが確認できる。

また、D健康保険組合(C健康保険組合が名称変更)に照会したところ、「申立期間における申立人の標準報酬月額については厚生年金保険のオンライン記録と一致する。」と回答している上、同健康保険組合が提出した「被保険者情報照会票」によれば、標準報酬月額は平成10年4月の資格取得時及び同年10月の定時決定が13万4,000円、11年7月の随時改定が20万円となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、申立人が契約した上記雇用契約書(平成11年3月18日付け)の月例給与額(12万円)に交通費(6か月分の1か月当たり額1万3,041円)を加えて計算すると給与月額は13万3,041円となり、それに見合う標準報酬月額は13万4,000円であり、これは、厚生年金保険のオンライン記録及び上記健康保険組合の記録とも一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、 申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月20日から55年1月1日まで

私は実母が経営する株式会社Aに昭和45年秋に入社し、平成8年まで継続して勤務した。しかし、申立期間の4年10か月の厚生年金記録が消えてしまっている。当時の会社決算報告書に、使用人兼務役員として私に報酬が支払われている記録があり、間違いなく株式会社Aに勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの決算報告書では、昭和52年5月から55年4月まで、同社から申立人に役員報酬手当が支払われており、また、元同僚及び同社の関係者の供述から、申立人が期間の特定はできないものの、申立期間の一部期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aの当時の事業主は亡くなっており、申立期間当時の 賃金台帳等関連資料は保管されていないため、申立人の正確な勤務実態及 び厚生年金保険の適用を確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚に照会したところ、申立人の記憶はあるものの、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料控除に関する供述を得ることはできない。

さらに、当時、株式会社Aの税務・社会保険事務を担当していた会計事務所から提出された申立期間中の株式会社Aの決算書において、昭和50年4月、51年4月、52年4月及び53年4月に記載された社会保険料預り金

の金額と、申立人を除く被保険者の保険料の合計額がほぼ一致することから、申立人の保険料が含まれていないことがうかがわれる。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和50年3月20日に、一旦厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月に健康保険証が返却された記録が確認できる上、55年1月1日に再度厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和17年6月1日から19年10月1日まで 昭和15年頃からA株式会社(現在は、B株式会社)C支店のD営業所に 勤務し、技術者として屋外工事現場での作業を行っていたが、申立期間 の労働者年金保険の加入記録が無いので、確認して被保険者期間として 認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する昭和18年4月1日現在の「A株式会社職員名簿」のC支店D営業所欄に申立人の氏名が確認でき、複数の元同僚が、「申立人はD営業所のE課に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間の一部期間においてA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B株式会社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人に係る申立期間の労働者年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている上記元同僚を含む複数の者に照会したが、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除を確認できる回答を得ることができない。

さらに、上記の職員名簿には申立人の職種は「工務員」と記載されているが、同職員名簿のD営業所の職員40人のうち、労働者年金保険に加入記録を確認できる7人の職種は、全員「工手」と記載されている上、B株式

会社の労務人事部健康安全グループの担当者は、「営業所勤務のうち工手の職種以外は、労働者年金保険法の適用対象外であったかも知れない。」と回答している。

加えて、F年金事務所の担当者は、「厚生年金保険の施行に伴い、被保険者番号は、前もって「*」番以降を昭和19年6月1日に払い出した。」と回答しており、申立人は「*」番より後の「*」の被保険者番号であり、同年6月1日に払い出されているものと推認される。

なお、厚生年金保険法によると、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法の準備期間とされており、当該期間は同法の被保険者期間とはならず、同法の適用は同年10月1日となる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。